

いのこし居宅介護支援事業所重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 いのこし居宅介護支援事業所
所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地
法人種別 医療法人
代表者名 理事長 柵木 充明
電話番号 052(777)5680
FAX番号 052(777)1767
名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 居宅介護支援 2371500212

2. 事業の目的と運営方針

- (1) 居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (2) 事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行ないます。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3. ご利用事業所の従員数及び勤務の体制

管理者 常勤 1名 (常勤介護支援専門員/他事業所兼務)
介護支援専門員 常勤 2名 勤務時間 (午前8時45分～午後5時30分)
(平成29年 6月 1日 現在)

4. 営業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 8時50分～17時30分
注) 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。

5. 事業の実施地域

事業所の実施地域は東区、千種区、名東区、守山区、尾張旭市、長久手市、日進市です。

6. 苦情申立窓口

保険者の各市町村介護保険課の窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	連絡先	052(971)4165	
名古屋市健康福祉局介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	連絡先	052(972)2592	

7. 緊急時の対応方法

居宅サービスの提供を行っている時に事故が発生した場合には、速やかにご家族にご連絡をして必要な措置を講じます。また必要に応じて主治医及び保険者（各市町村団体介護保険課）にご連絡をします。

8. その他

当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。

ご利用者様の主治医 (医療機関名) _____

(主治医名) _____

電話番号 _____

所在地 _____

緊急連絡先 (氏名) _____ (続柄)

電話番号 _____

住所 _____

平成 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅サービスの提供開始に当たり、甲1 甲2に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者 (乙) 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目 1501 番地
名称 医療法人 博報会
いのこし居宅介護支援事業所
氏名 _____ (印)

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。また、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

利用者 (甲1) 住所 _____
氏名 _____ (印)

利用者の家族 (甲2) 住所 _____
氏名 _____ (印)